

1 株式会社KCN京都は、生活圏域の放送として「地域の文化の向上」「公共の福祉」「地域の放送」として、地域の産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と正論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。

2 放送にあたっては、次の点を重視し番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性など放送法の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。

- ① 的確な地域情報の提供
- ② 正確で迅速な放送
- ③ 健全な娯楽
- ④ 教育・教養の進展
- ⑤ 児童及び青少年に与える影響
- ⑥ 節度を守り、真実を伝える広告

3 次の基準は有線一般放送の番組及び広告などすべての放送に適用する。

① 人権・人格・名誉

- ア 人名を軽視するような取り扱いはしない。
- イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
- ウ 職業を差別的に取り扱うことはしない。

② 人種・民族・国際関係

- ア 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- イ 国際親善を妨げるような放送はしない。

③ 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

④ 政治・経済

- ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- イ 政治上の諸問題で、一般に重要な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。
- ウ 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかにして公平に取り扱う。
- エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いはしない。

⑤ 家庭と社会

- ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。

- イ 公安及び公益を乱すような放送をしない。
- ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

⑥ 犯罪

- ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いをしない。
- イ 犯罪の手段や経過等については、必要以上に詳細な描写をしない。

⑦ 性表現

- ア 性に関する事柄は、視聴者に困惑、嫌悪の感じを抱かせないように注意する。
- イ 性衛生や性病に関する事柄は、医療、衛生上必要な場合の他は取り扱わない。
- ウ 肉体、寝室描写などの官能的な素材を取り扱うときは、刺激的な表現を避ける。

⑧ 表現

- ア わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- イ 下品な言葉遣いはできるだけ避け、また、卑猥な言葉や動作による表現はしない。
- ウ 人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
- エ 放送の内容や表現については、視聴者の生活時間との関係を十分に考慮する。

⑨ 広告

- ア 広告は、放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
- イ 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯誤を起こさせるような表現はしない。

4 アニメーション等の映像手法に関する放送の取り扱い

① 視聴の方法等についての周知

視聴者の番組から生ずるリスクをほぼ完全に回避するために、日本民間放送連盟が作成した別紙「アニメーション等の映像手法について」に沿って株式会社KCN京都のガイドラインとして制定し、又、視聴者の視聴状況も影響することから、視聴者へ下記の周知を行い視聴状況の改善を促すよう努力する。

- ア テレビを視聴する際には、テレビから十分に離れて見る。
- イ テレビを視聴する際には部屋を明るくして見る。
- ウ テレビを視聴する際に不快を感じた時には、手のひらで片目に蓋をしてテレビから目を離す。

5 アニメ番組の映像効果に関する制作ガイドラインと関連する番組放送のガイドライン

株式会社KCN京都は、視聴者が有害な刺激にさらされる危険を最大限に減らすため、自主番組の制作ならびに購入・委託番組の放送を行う場合は、別紙「アニメーション等の映像手法について」に準拠し、視聴者の身体へ影響を与えないよう、健全な番組制作及び放送を行うよう規定する。

6 株式会社KCN京都の番組制作基準は、当社が所属する(一社)日本ケーブルテレビ連盟が制定し、平成24年3月24日に改訂した「自主制作番組・放送番組基準」に準じ適用する。

(平成27年4月 1 日 改訂)